

養成する人材（法学部法学科）

●学科の教育研究上の目的（学則第3条の2）

法的思考力・法的判断力（リーガル・マインド）、豊かな教養と人間性、コミュニケーション能力を兼ね備え、中部圏をはじめとする社会・経済・文化の持続的発展に貢献できる視野の広い人材を育成する。

●法学科が設ける履修モデルの目指す人材は以下のとおりです。

(1)「公務員と法」モデル

地域・社会の持続的発展のために、公益的な業務・事業・部門において、専門的法知識とリーガル・マインド（法的思考力・法的判断力）を活かして活躍する人材の育成をめざします。

(2)「企業と法」モデル

地域・社会の経済の持続的発展のために、一般企業において、専門的法知識とリーガル・マインド（法的思考力・法的判断力）を活かして活躍する人材の育成をめざします。

(3)「市民生活と法」モデル

法学部で学んだ法律学の専門知識を自らの生活の中で生起する問題に応用できる人材、隣接法律専門職や法曹などの世界で活躍できる人材の育成をめざします。